

報告第33号

芽室町国民保護計画の変更について報告の件

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり報告するものであります。

平成30年10月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民保護計画の一部改正新旧対照表（第1編）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第1章 芽室町の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>—略—</p> <p>1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1)～(3) —略—</p> <p>2・3 —略—</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>—略—</p> <p>(1) 基本的人権の尊重</p> <p>町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第1章 芽室町の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>—略—</p> <p>1 町の責務</p> <p>(1)～(3) —略—</p> <p>2・3 —略—</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>—略—</p> <p>(1) 基本的人権の尊重</p> <p>町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。</p>

改正案	現 行				
<p><u>町は、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも、国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵してはならない。</u></p> <p>(2)～(5) 一略一</p> <p>(6) 高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(7)・(8) 一略一</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>一略一</p> <p>○<u>とがち広域消防事務組合</u>における事務</p>	<p>(2)～(5) 一略一</p> <p>(6) 高齢者、<u>障害者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(7)・(8) 一略一</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>一略一</p> <p>○<u>西十勝消防組合</u>における事務</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1289 421 1327">機関の名称</td> <td data-bbox="421 1289 1077 1327">事務又は業務の大綱</td> </tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1108 1289 1317 1327">機関の名称</td> <td data-bbox="1317 1289 1973 1327">事務又は業務の大綱</td> </tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱
機関の名称	事務又は業務の大綱				
機関の名称	事務又は業務の大綱				

改正案				
消防署	1 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 2 避難住民の誘導 など			
—略—				
【関係道機関（道警含む）】				
名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の連絡 方法
—略—				
北海道十勝 総合振興局	地域創生部 地域政策課	帯広市東3 条南3丁目	0155-26-9023 0155-22-0185	
—略—				
—略—				
【その他の機関】				
名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の連絡 方法
—略—				
芽室消防署		芽室町東2 条3丁目	0155-62-2821 0155-62-0769	
とから広域 消防局		帯広市西6 条南6丁目	0155-26-0119	
第4章 町の地理的、社会的特徴				

現 行				
消防本部 (消防署)	1 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 2 避難住民の誘導 など			
—略—				
【関係道機関（道警含む）】				
名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の連絡 方法
—略—				
北海道十勝 総合振興局	地域政策部 地域政策課	帯広市東3 条南3丁目	0155-26-9023 0155-22-0185	
—略—				
—略—				
【その他の機関】				
名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の連絡 方法
—略—				
芽室消防署		芽室町東2 条3丁目	0155-62-2821 0155-62-0769	
第4章 町の地理的、社会的特徴				

改正案

現行

—略—

—略—

(1) 地形

町は、北緯42度43分から43度1分、東経142度43分から143度9分にあたり、北海道の東南部、十勝平野の西部に位置する。日高山系の分水嶺をその源とする美生川と芽室川、そして市街地の北部を東西に十勝川が流れている。東南部は帯広市、西北部は清水町、北は鹿追町、音更町に隣接し、東西22.6km、南北35.4km、面積は513.76km²を有している。

(1) 地形

町は、北緯42度43分から43度1分、東経142度43分から143度9分にあたり、北海道の東南部、十勝平野の西部に位置する。日高山系の分水嶺をその源とする美生川と芽室川、そして市街地の北部を東西に十勝川が流れている。東南部は帯広市、西北部は清水町、北は鹿追町、音更町に隣接し、東西22.6km、南北35.4km、面積は513.85km²を有している。

(2) 気候

—略—

(2) 気候

—略—

項目	平均気 温	最高気 温	最低気 温	平均風 速	日照時 間	降水量	最大積 雪深
単位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm	cm
統計期間 (年度)	1979～ 2017	1979～ 2017	1979～ 2017	1979～ 2017	1979～ 2017	1979～ 2017	1987～ 2017
資料年数	39	39	39	39	39	39	31
4月平均	5.0	21.5	-7.1	62.6	192.0	1.5	15.6
5月平均	10.9	27.6	-1.1	77.8	183.3	1.3	0.7
6月平均	14.8	30.0	3.9	80.0	140.9	1.0	0
7月平均	18.3	31.8	9.2	104.4	114.3	0.9	0

単位	平均気 温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量	積雪の深 さ最大
	℃	℃	℃	m/s	時間	mm	cm
統計期間	1979～	1979～	1979～	1979～	1988～	1979～	1987～
資料年数	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
	22	22	22	22	13	22	14
1月	-8.7	-2.8	-15.5	0.9	163.7	42.6	61
2月	-8.0	-1.8	-15.5	0.9	178.3	31.0	63
3月	-2.4	2.5	-8.2	1.2	210.2	47.8	60
4月	4.9	10.5	-0.5	1.2	173.6	66.0	16

改正案

8月平均	19.8	32.6	10.4	154.4	127.1	0.8	0
9月平均	15.8	28.0	3.7	145.2	141.2	0.9	0
10月平均	9.2	22.2	-2.7	90.8	171.4	1.1	0.1
11月平均	2.5	15.7	-10.2	63.7	154.3	1.3	8.7
12月平均	-4.7	7.5	-19.9	55.6	157.5	1.2	39.8
1月平均	-8.7	3.4	-25.0	42.1	177.5	1.2	63.2
2月平均	-7.8	4.4	-24.8	29.4	186.1	1.2	70.5
3月平均	-2.0	10.9	-18.5	49.7	220.4	1.4	68.3
年平均	6.1	19.6	-6.8	79.7	163.8	1.2	22.2

(3) 人口分布

町の人口は平成30年3月31日現在で18,660人、世帯数7,897世帯で市街地48町内会が14,533人、農村地域38行政区で4,127人、市街地にその多くが集中(77.9%)している。

区分	世帯数	男	女	計	人口比率(%)
市街地	6,644	6,880	7,653	14,533	77.9
農村地域	1,253	2,063	2,064	4,127	22.1
合計	7,897	8,943	9,717	18,660	100.0

現行

5月	10.8	17.0	4.8	1.2	159.4	76.9	1
6月	14.4	20.0	9.6	0.9	113.7	80.2	0
7月	18.1	22.9	14.1	0.8	94.8	96.1	0
8月	19.7	24.5	15.7	0.7	111.7	171.5	0
9月	15.5	20.5	11.0	0.7	120.4	153.3	0
10月	9.1	14.8	3.6	0.9	156.4	93.1	0
11月	2.4	7.1	-2.4	1.1	146.5	58.4	9
12月	-4.4	0.5	-9.8	1.0	149.7	49.1	34
全年	6.0	11.3	0.6	0.9	1786.2	968.5	71

(3) 人口分布

町の人口は平成25年3月31日現在で19,311人、世帯数7,731世帯で市街地47町内会が14,879人、農村地域38行政区で4,432人、市街地にその多くが集中(77.1%)している。

区分	地区名	世帯数	男	女	計	人口比率(%)
市街地	西区	1,776	1,831	2,108	3,939	20.4
	東区	3,078	3,437	3,712	7,149	37.0
	南区	1,614	1,794	1,997	3,791	19.7
	小計	6,468	7,062	7,817	14,879	77.1
農村地域	河北区	350	577	584	1,161	6.0
	河東区	511	979	992	1,971	10.2
	河西区	402	640	660	1,300	6.7
	小計	1,263	2,196	2,236	4,432	22.9

改正案	現 行						
<p>(4)～(6) 一略一</p> <p>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</p> <p>町国民保護計画においては、以下のとおり<u>基本指針及び道国民保護計画</u>において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、<u>基本指針及び道国民保護計画</u>において想定されている事態を対象とする。</p> <p>なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</p> <p>①～④ 一略一</p> <p>※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、<u>基本指針及び道国民保護計画</u>に記述している。</p> <p>2 一略一</p>	<table border="1" data-bbox="1153 347 1975 387"> <tr> <td>合 計</td> <td>7,731</td> <td>9,258</td> <td>10,053</td> <td>19,311</td> <td>100.0</td> </tr> </table> <p>(4)～(6) 一略一</p> <p>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</p> <p>町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。</p> <p>なお、<u>国</u>の基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</p> <p>①～④ 一略一</p> <p>※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。</p> <p>2 一略一</p>	合 計	7,731	9,258	10,053	19,311	100.0
合 計	7,731	9,258	10,053	19,311	100.0		

芽室町国民保護計画の一部改正新旧対照表（第2編）

改正案	現 行								
<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備</p> <p style="text-align: center;">—略—</p> <p style="text-align: center;">1 町の各課等における平素の業務</p> <p>町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>【町の各課等における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="210 1008 1057 1337"> <thead> <tr> <th>課等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護に関すること。 ・町国民保護協議会の運営に関すること。 ・町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること。 ・町国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること。 ・国民保護の啓発に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課等名	平素の業務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護に関すること。 ・町国民保護協議会の運営に関すること。 ・町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること。 ・町国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること。 ・国民保護の啓発に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 	<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備</p> <p style="text-align: center;">—略—</p> <p style="text-align: center;">1 町の各部課局における平素の業務</p> <p>町の各部課局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>【町の各部課局における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1108 1008 1955 1337"> <thead> <tr> <th>部課局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護に関すること。 ・町国民保護協議会の運営に関すること。 ・町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること。 ・町国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること。 ・国民保護の啓発に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部課局名	平素の業務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護に関すること。 ・町国民保護協議会の運営に関すること。 ・町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること。 ・町国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること。 ・国民保護の啓発に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。
課等名	平素の業務								
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護に関すること。 ・町国民保護協議会の運営に関すること。 ・町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること。 ・町国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること。 ・国民保護の啓発に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 								
部課局名	平素の業務								
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護に関すること。 ・町国民保護協議会の運営に関すること。 ・町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること。 ・町国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること。 ・国民保護の啓発に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 								

改正案		現行	
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊標章等の交付に関する事。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 ・その他各課等に属さない国民保護に関する事。 		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊標章等の交付に関する事。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 ・その他各部署に属さない国民保護に関する事。 	
—略—		—略—	
【とから広域消防事務組合における平素の業務】		【西十勝消防組合における平素の業務】	
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関する事 など 	消防本部 (消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関する事 など
—略—		—略—	
2 町職員の参集基準等		2 町職員の参集基準等	
(1)～(3) —略—		(1)～(3) —略—	
【職員参集基準】		【職員参集基準】	
—略—		—略—	
【事態の状況に応じた初動体制の確立】		【事態の状況に応じた初動体制の確立】	
事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	町国民保護対策本 町の全課等での対応は不要だが情報収集等の対応が必要な場合	①	
事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	町の全部課局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	町の全部課局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	町国民保護対策本 町の全部課局での対応は不要だが情報収集等の対応が必要な場合	①	

改正案		現 行													
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">部設置の通知がない場合</td> <td style="width: 60%;">町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> </table>	部設置の通知がない場合	町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②		町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③		<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">部設置の通知がない場合</td> <td style="width: 60%;">町の全部課局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> </table>	部設置の通知がない場合	町の全部課局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②		町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③
部設置の通知がない場合	町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②													
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③													
部設置の通知がない場合	町の全部課局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②													
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③													
3 消防機関の体制		3 消防機関の体制													
<p>(1) 消防本部及び消防署における体制</p> <p>とちがひ広域消防事務組合及び消防署は、町における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、<u>とちがひ広域消防事務組合及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時におけるとちがひ広域消防事務組合及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</u></p>		<p>(1) 消防本部及び消防署における体制</p> <p><u>西十勝消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</u></p>													
<p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、町は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置について</p>		<p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p><u>消防本部（消防署）は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</u></p> <p>また、<u>消防本部（消防署）は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民</u></p>													

改正案	現 行
<p>の訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>4 一略一</p>	<p>保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>4 一略一</p>
<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>1・2 一略一</p> <p>3 近接市町との連携</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 消防機関の連携体制の整備</p> <p>町は、<u>とかち広域消防事務組合</u>（消防署）と連携して、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>4・5 一略一</p>	<p>第2</p> <p>1・2 一略一</p> <p>3 近接市町との連携</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 消防機関の連携体制の整備</p> <p>町は、<u>消防本部</u>（消防署）と連携して、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>4・5 一略一</p>

改正案	現 行								
<p>第3 一略一</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <div data-bbox="250 475 1077 523" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 一略一</div> <p>(1)・(2) 一略一</p> <table border="1" data-bbox="327 609 1068 975"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">一略一</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">運 用 面</td> <td>一略一 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人その他の情報の伝達に際し<u>援護を要する者</u>及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</td> </tr> </table> <div data-bbox="250 995 1077 1043" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 警報等の伝達に必要な準備</div> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備</u></p> <p><u>町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</u></p>	一略一		運 用 面	一略一 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人その他の情報の伝達に際し <u>援護を要する者</u> 及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	<p>第3 一略一</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <div data-bbox="1146 475 1973 523" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 一略一</div> <p>(1)・(2) 一略一</p> <table border="1" data-bbox="1223 609 1964 975"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">一略一</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">運 用 面</td> <td>一略一 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、<u>障害者</u>、外国人その他の情報の伝達に際し<u>援護を要する者</u>及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</td> </tr> </table> <div data-bbox="1146 995 1973 1043" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 警報等の伝達に必要な準備</div> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>※【<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について</u>】（参考情報）</p> <p><u>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬</u></p>	一略一		運 用 面	一略一 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 <u>障害者</u> 、外国人その他の情報の伝達に際し <u>援護を要する者</u> 及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
一略一									
運 用 面	一略一 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人その他の情報の伝達に際し <u>援護を要する者</u> 及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。								
一略一									
運 用 面	一略一 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 <u>障害者</u> 、外国人その他の情報の伝達に際し <u>援護を要する者</u> 及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。								

改正案	現 行
<p>(4)～(7) 一略一</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、<u>安否情報システムを用いて道に報</u></p>	<p>時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、<u>全国31団体において実証実験を実施しており、平成19年2月から一部の情報について運用可能となっている。</u></p> <p><u>今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置（旧市町村間の親機の統合運用等）、同報無線の更新やデジタル化、同報無線の導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。</u></p> <p><u>この場合、市区町村においてJ-Alertのために新規に必要となる機器について、効率性の観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討される必要がある。</u></p> <p>(3)～(6) 一略一</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に</u></p>

改正案	現 行				
<p>告する。</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <table border="1" data-bbox="248 475 1072 523"><tr><td>1 一略一</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="248 544 1072 592"><tr><td>2 訓練</td></tr></table> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>道警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(2)・(3) 一略一</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの</p>	1 一略一	2 訓練	<p>報告する。</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <table border="1" data-bbox="1144 475 1968 523"><tr><td>1 一略一</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="1144 544 1968 592"><tr><td>2 訓練</td></tr></table> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>道警察、自衛隊等との連携を図る。</u></p> <p>(2)・(3) 一略一</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの</p>	1 一略一	2 訓練
1 一略一					
2 訓練					
1 一略一					
2 訓練					

改正案	現 行						
<p>備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>また、本町は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。</p>	<p>備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>また、本町は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。</p> <p>※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <table border="1"><tr><td>○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)</td></tr><tr><td>○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト)</td></tr><tr><td>○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</td></tr><tr><td>○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</td></tr><tr><td>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)</td></tr><tr><td>○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</td></tr></table>	○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)	○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト)	○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)	○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)	○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)	○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)							
○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト)							
○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)							
○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)							
○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)							
○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)							

改正案	現 行
<p>(2) 一略一</p> <p>(3) <u>高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</u></p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、<u>高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u></p> <p>その際、<u>避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした支援を迅速に行えるよう職員の配置に留意する。</u></p> <p>※【<u>避難行動要支援者名簿について</u>】</p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u></p>	<div data-bbox="1142 347 1953 593" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">○ <u>関係機関（国、道、民間事業者等）の連絡先一覧、協定</u> (※ 特に、<u>地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。</u>)○ <u>町内会・行政区、自主防災組織等の連絡先等一覧</u> (※ <u>代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等</u>)○ <u>消防機関のリスト</u> (※<u>消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先</u>) (※ <u>消防機関の装備資機材のリスト</u>)</div> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) <u>高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</u></p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、<u>高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者の避難対策を講じる。</u></p> <p>その際、<u>避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、非案支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p> <p>(4)・(5) 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供する</u>など道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p>	<p>(4)・(5) 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p>

改正案

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
一略一				
第28条	一略一			総務部 危機対策局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	一略一			

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 町における備蓄

(1)・(2) 一略一

現行

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
一略一				
第28条	一略一			総務部 危機対策局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	
	一略一			

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 町における備蓄

(1)・(2) 一略一

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

改正案	現 行
<p>(3) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p><u>安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など</u></p> <p>(3) 一略一</p> <p>2 一略一</p>
<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>町は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p> <p>(2)・(3) 一略一</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>町は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p> <p>(2)・(3) 一略一</p>

改正案	現行		
<table border="1"><tr><td data-bbox="250 343 1079 391">2 一略一</td></tr></table>	2 一略一	<table border="1"><tr><td data-bbox="1146 343 1975 391">2 一略一</td></tr></table>	2 一略一
2 一略一			
2 一略一			

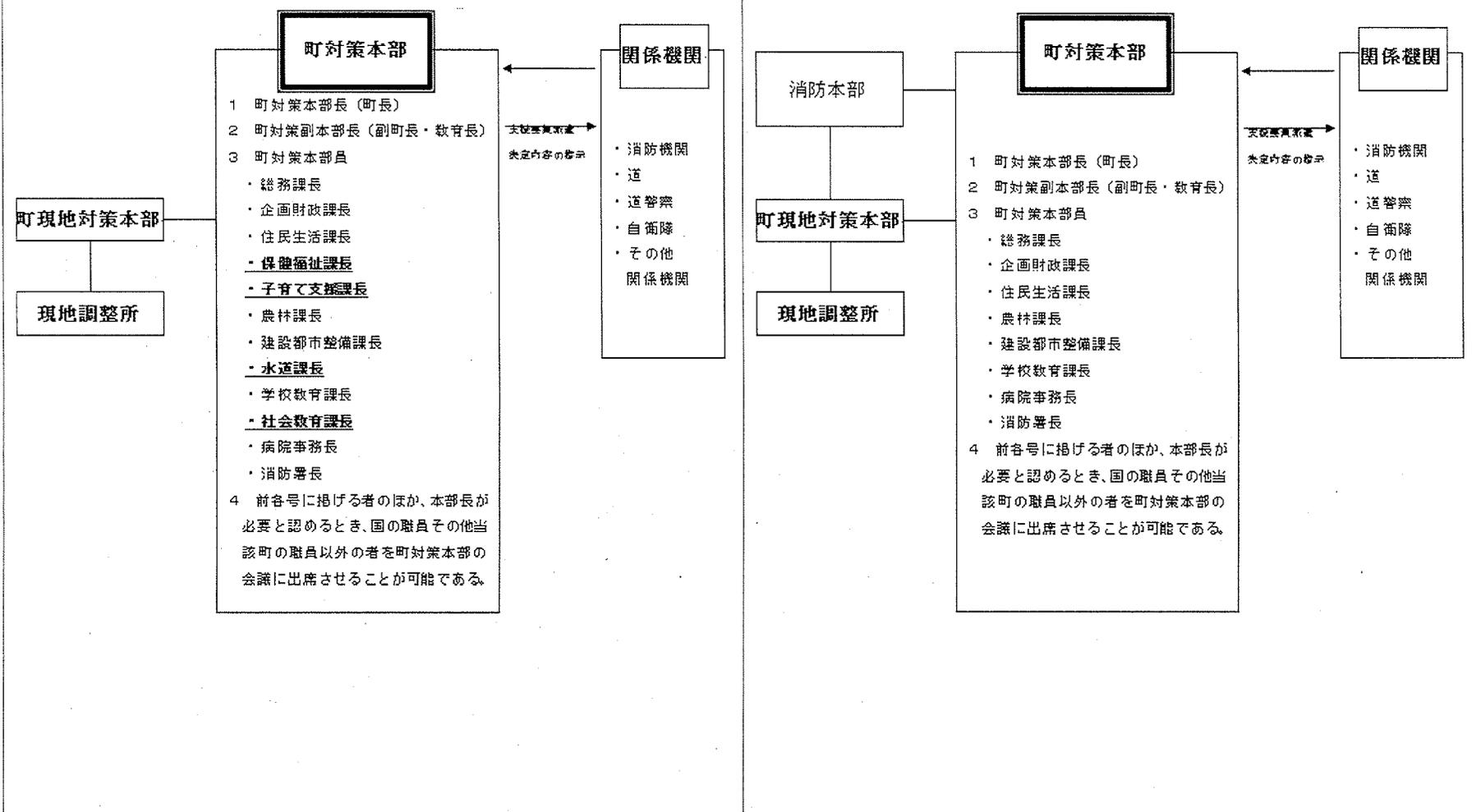
芽室町国民保護計画の一部改正新旧対照表（第3編）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</div> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 一略一</p> <p>※ 住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">とまち広域消防事務組合（消防署）においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>② 一略一</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">2 一略一</div>	<p style="text-align: center;">第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</div> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 一略一</p> <p>※ 住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">消防本部（消防署）においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>② 一略一</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">2 一略一</div>

改正案	現 行
<p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1 町対策本部の設置</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能 一略一</p> <p>【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p>	<p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1 町対策本部の設置</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能 一略一</p> <p>【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p>

改正案

現行



改正案

現行

【町対策本部の各部、班における武力攻撃事態における業務】

【町対策本部の各部、班における武力攻撃事態における業務】

部	班	業務
総務部	統括班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の統括に関する<u>こと。</u> ・町対策本部の各部、班との連絡及び総合調整に関する<u>こと。</u> ・国及び道対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関する<u>こと。</u> ・初動連絡体制の確立及び初動措置の立案に関する<u>こと。</u> ・救援の措置に関する<u>こと。</u> ・退避の指示、警戒区域の設定に関する<u>こと。</u> ・自主防災組織及びボランティアの活動に関する<u>こと。</u>
	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村に対する協議及び応援等に関する<u>こと。</u> ・道を通じた指定行政機関の長及び指定公共機関等への措置要請に関する<u>こと。</u> ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する<u>こと。</u> ・住民等に対する警報・避難の指示等の内容の伝達等に関する<u>こと。</u> (メール等) ・特殊標章等の交付及び使用の許可に関する<u>こと。</u> ・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する<u>こと。</u> ・通信回線や通信機器の確保と住民への情報提供の整備に関する<u>こと。</u> ・被災情報の収集及び整理に関する<u>こと。</u>
	施設班 (総務課・監査委員事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関する<u>こと。</u> ・所管施設の被災状況の確認と収容施設に関する<u>こと。</u> ・救援物資の調達に関する<u>こと。</u> ・生活必需品等の調達に関する<u>こと。</u> ・食糧及び応急復旧資機材等の運送に関する<u>こと。</u>

部	班	業務
総務部	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の統括に関する<u>こと。</u> ・町対策本部の各部、班との連絡及び総合調整に関する<u>こと。</u> ・国及び道対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関する<u>こと。</u> ・他市町村に対する協議及び応援等に関する<u>こと。</u> ・初動連絡体制の確立及び初動措置の立案に関する<u>こと。</u> ・道を通じた指定行政機関の長及び指定公共機関等への措置要請に関する<u>こと。</u> ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する<u>こと。</u> ・住民等に対する警報等の内容の伝達等に関する<u>こと。</u> ・住民等に対する避難の指示の内容の伝達等に関する<u>こと。</u> ・救援の措置に関する<u>こと。</u> ・退避の指示、警戒区域の設定に関する<u>こと。</u> ・緊急通報の内容の伝達に関する<u>こと。</u> ・特殊標章等の交付及び使用の許可に関する<u>こと。</u> ・自主防災組織及びボランティアの活動に関する<u>こと。</u>
	施設班 (議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関する<u>こと。</u> ・所管施設の被災状況の確認と収容施設に関する<u>こと。</u> ・救援物資の調達に関する<u>こと。</u> ・生活必需品等の調達に関する<u>こと。</u> ・食糧及び応急復旧資機材等の運送に関する<u>こと。</u>

改正案		現 行	
情報部	情報財政班 (企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の混乱を防止するため、広報責任者の設置及び一元的広報活動に関すること。 国民保護措置に要する予算に関すること。 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等体外的な広報活動に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の混乱を防止するため、広報責任者の設置及び一元的広報活動に関すること。 国民保護措置に要する予算に関すること。 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等体外的な広報活動に関すること。 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。 通信回線や通信機器の確保と住民への情報提供の整備に関すること。
	税広報班 (税務課・出納課)	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する警報・避難の指示等の内容の伝達等に関すること。(広報車等) 義援金品の受付及び配分に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集及び整理に関すること。 被災情報の収集及び整理に関すること。 安否情報の照会への回答に関すること。
住民生活部	住民生活班 (住民生活課)	<ul style="list-style-type: none"> 死体の埋葬及び火葬に関すること。 防疫計画及びその実施に関すること。 安否情報の収集及び整理に関すること。 安否情報の照会への回答に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設に関すること。 応急食糧の供給計画及び炊き出しの実施に関すること。 救援物資の調達に関すること。 義援金品の受付及び配分に関すること。 生活必需品等の調達に関すること。 死体の埋葬及び火葬に関すること。
保健福祉部	援護班 (保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること。 災害時要援護者に関すること。 ボランティアの受け入れに関すること。 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 防疫計画及びその実施に関すること。 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること。 医療救護活動等に関すること。 災害時要援護者に関すること。 ボランティアの受け入れに関すること。 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。
救護部	救護班 (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設に関すること。 応急食糧の供給計画及び炊き出しの実施に関すること。 	
農林部	農林班 (農林課) (農業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 農業被害に対する応急の対策及び復旧に関すること。 被災農家に対する救護対策に関すること。 農業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の飼養管理及び飼料の確保に関すること。 林業関係の被害調査及び応急の対策に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害班 (農林課) (農業委員会) 農業被害に対する応急の対策及び復旧に関すること。 被災農家に対する救護対策に関すること。 農業関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の飼養管理及び飼料の確保に関すること。 林業関係の被害調査及び応急の対策に関すること。

改正案			現 行		
商 工 部	商工班 (商工観光課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災時における農業関係資金の融資に関する事 所管施設の安全確保及び応急の復旧に関する事 被災商工企業の調査及び復旧対策に関する事 被災商工企業の金融に関する事 被災時の物価安定に関する事 臨時電話の架設に関する事 観光事業関係の被害調査及び復旧対策に関する事 	商工災害班 (商工観光課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災時における農業関係資金の融資に関する事 所管施設の安全確保及び応急の復旧に関する事 被災商工企業の調査及び復旧対策に関する事 被災商工企業の金融に関する事 被災時の物価安定に関する事 臨時電話の架設に関する事 観光事業関係の被害調査及び復旧対策に関する事 	
	土木班 (建設都市整備課)	<ul style="list-style-type: none"> 建設関係団体との連絡調整に関する事 被災時の復旧土木事業に関する事 町有公共施設の被害調査及び保全に関する事 運送関係機関との連絡調整に関する事 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置に関する事 被災地の交通不能箇所及び応急措置に関する事 被災時における土木、建築資材の確保及び需給に関する事 水防に関する事 		土木・建築災害班 (建設都市整備課)	<ul style="list-style-type: none"> 建設関係団体との連絡調整に関する事 被災時の復旧土木事業、<u>応急仮設住宅の設置及び応急修理</u>に関する事 町有公共施設の被害調査及び保全に関する事 <u>食糧及び応急復旧資機材等の運送</u>に関する事 運送関係機関との連絡調整に関する事 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置に関する事 被災地の交通不能箇所及び応急措置に関する事 被災時における土木、建築資材の確保及び需給に関する事 水防に関する事
土 木 部	建築班 (建設都市整備課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災時の<u>応急仮設住宅の設置及び応急修理</u>に関する事 	建設部		

改正案			現行		
上下水道部	上下水道班 (水道課)	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 被災地の給水の応急措置に関すること。 水源地の管理及び水質保全に関すること。 	上下水道部	上下水道災害班 (水道課)	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 被災地の給水の応急措置に関すること。 水源地の管理及び水質保全に関すること。
学校教育部	学校教育班 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 学校等に対する警報の伝達、児童生徒の避難及び救援に関すること。 被災時の応急教育に関すること。 	文教部	教育班 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 学校等に対する警報の伝達、児童生徒の避難及び救援に関すること。 被災時の応急教育に関すること。
社会教育部	社会教育班 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 各小中学校との連絡調整に関すること。 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 文化財の被害調査及びその保全対策に関すること。 	文教部	社会教育団体班 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 各小中学校との連絡調整に関すること。 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 文化財の被害調査及びその保全対策に関すること。
医療部	医療班 (公立芽室病院)	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動等に関すること。 死傷者の収容に関すること。 負傷者の応急措置に関すること。 応急救護対策に関すること。 	医療部	医療班 (公立芽室病院)	<ul style="list-style-type: none"> 死傷者の収容に関すること。 負傷者の応急措置に関すること。 応急救護対策に関すること。
※【とちがち広域消防事務組合における武力攻撃事態における業務】			※【西十勝消防組合における武力攻撃事態における業務】		

改正案		現行	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
<u>消防署</u>	1 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 2 避難住民の誘導 など	<u>消防本部</u> (<u>消防署</u>)	1 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 2 避難住民の誘導 など
(4)～(8) 一略一		(4)～(8) 一略一	
2 一略一		2 一略一	
第3章 関係機関相互の連携		第3章 関係機関相互の連携	
1 国・道の対策本部との連携		1 国・道の対策本部との連携	
(1) 一略一		(1) 一略一	
(2) 国・道の現地対策本部との連携		(2) 国・道の現地対策本部との連携	
<p>町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>また、<u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>		<p>町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	

改正案

現行

(3) 一略一

2～8 一略一

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 一略一

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。町は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

①・② 一略一

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努める。

この場合において、消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素

2～8 一略一

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 一略一

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

①・② 一略一

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平

改正案	現 行
<p>からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 一略一</p> <p>3 一略一</p>	<p>素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 一略一</p> <p>3 一略一</p>
<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 一略一</p> <p>2 避難実施要領の策定</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 一略一</p> <p>2 避難実施要領の策定</p>

改正案	現 行
<p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等</p> <p>町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>	<p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等</p> <p>町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、<u>町の区域を管轄する</u>消防長、警察署長、自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 町長による避難住民の誘導</p> <p>町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び<u>消防団員</u>を指揮するとともに、<u>とちがひ広域消防事務組合及び消防署</u>と協力して避難住民を誘導する。その際、実施要領の内容に沿って、行政区、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p> <p>また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の<u>要所</u>に</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 町長による避難住民の誘導</p> <p>町長は、避難実施要領で定めるところにより、<u>当該町</u>の職員を指揮するとともに、<u>西十勝消防組合</u>と協力して避難住民を誘導する。<u>この場合において、当該消防組合の管理者（副管理者）は消防長（消防署長）及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。</u>その際、実施要領の内容に沿って、行政区、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p>

改正案	現 行
<p>職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。（特に、都市部等人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）</p> <p>なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p><u>とまち広域消防事務組合</u>及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者の</u>人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、<u>とまち広域消防事務組合</u>又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、</p>	<p>また、町長は、避難実施要領に沿って、<u>避難経路の要所要所に</u>職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。（特に、都市部等人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）</p> <p>なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p><u>消防本部</u>及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者の</u>人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、<u>消防本部</u>又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、行政区等と連携</p>

改正案	現 行
<p>行政区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) 一略一</p> <p>(6) <u>大規模集客施設等における避難</u></p> <p>町は、<u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(7) <u>高齢者、障がい者等への配慮</u></p> <p>町長は、<u>高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</u></p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない</p>	<p>した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) 一略一</p> <p>(6) <u>高齢者、障害者等への配慮</u></p> <p>町長は、<u>高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</u></p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p>

改正案

現行

場合もあり得る。)

(8)～(14) 一略一

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設に避難することとなる。)

② 一略一

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動につい

(7)～(13) 一略一

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設に避難することとなる。)

② 一略一

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

改正案

て平素から周知に努めるとともに弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第5章 救援

1・2 一略一

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

現行

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第5章 救援

1・2 一略一

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

改正案	現 行
<p>(2) 一略一</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>① 収容施設の供与</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。</p> <p>収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。</p> <p>イ・ウ 一略一</p>	<p>(2) 一略一</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>① 収容施設の供与</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。</p> <p>収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。</p> <p>イ・ウ 一略一</p>

改正案	現 行
<p>②～⑦ 一略一</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>特別支援学校</u>の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び<u>特別支援学校</u>の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特別支援学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨・⑩ 一略一</p> <p>4・5 一略一</p>	<p>②～⑦ 一略一</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>（以下「<u>特殊教育諸学校</u>」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び<u>特殊教育諸学校</u>の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特殊教育諸学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨・⑩ 一略一</p> <p>4・5 一略一</p>
<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 一略一</p> <p>2 安否情報の収集</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 一略一</p> <p>2 安否情報の収集</p>

改正案	現 行
<p>(1) 安否情報の収集</p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(2)・(3) 一略一</p> <div data-bbox="241 991 1068 1038" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 道に対する報告</div> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、<u>安否情報システム等により道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法に依ることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p> <div data-bbox="241 1257 1068 1305" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4・5 一略一</div>	<p>(1) 安否情報の収集</p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(2)・(3) 一略一</p> <div data-bbox="1137 991 1964 1038" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 道に対する報告</div> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。</p> <div data-bbox="1137 1257 1964 1305" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4・5 一略一</div>

改正案	現 行
<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 一略一</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 安全の確保等</p> <p>① 一略一</p> <p>② 町の職員及び<u>消防団員</u>が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて道警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p> <p>③ 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 消防に関する措置等</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 一略一</p> <p>第2</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 安全の確保等</p> <p>① 一略一</p> <p>② 町の職員及び<u>西十勝消防組合消防職団員</u>が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長及び<u>西十勝消防組合の管理者(副管理者)</u>は、必要に応じて道警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p> <p>③ 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 消防に関する措置等</p>

改正案	現 行
<p>(1) 一略一</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、<u>とちぎ広域消防事務組合</u>及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、<u>とちぎ広域消防事務組合</u>と調整し緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱</p>	<p>(1) 一略一</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、<u>消防本部</u>及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、<u>消防団長又は消防署長</u>の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、<u>西十勝消防組合</u>と調整し緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、</p>

改正案	現 行
<p>に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p> <p>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</p> <p>町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して<u>とちぎ広域消防事務組合</u>と必要な事項の調整を行う。</p> <p>(6) 消防の相互応援に関する出動</p> <p>町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、<u>とちぎ広域消防事務組合</u>長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>(7) 一略一</p>	<p>知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p> <p>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</p> <p>町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して<u>西十勝消防組合</u>と必要な事項の調整を行う。</p> <p>(6) 消防の相互応援に関する出動</p> <p>町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、<u>消防長</u>と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>(7) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(8) 安全の確保</p> <p>①～③ 一略一</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、<u>とちかち広域消防事務組合及び消防署</u>と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ <u>消防署長及び消防団長</u>は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。</p> <p>第3 一略一</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <div data-bbox="241 959 1070 1007" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 NBC攻撃による災害への対処</div> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 町長の権限</p> <p>町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p>	<p>(8) 安全の確保</p> <p>①～③ 一略一</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、<u>消防本部（消防署）</u>と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ <u>消防長</u>は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。</p> <p>第3 一略一</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <div data-bbox="1137 959 1966 1007" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 NBC攻撃による災害への対処</div> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) <u>町長及び西十勝消防組合の管理者</u>の権限</p> <p>町長又は西十勝消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <p style="text-align: center;">—略—</p>	<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>町長又は<u>西十勝消防組合の管理者</u>は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <p style="text-align: center;">—略—</p>
<p>(6) 要員の安全の確保</p> <p>町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>① —略—</p> <p>② 町は、情報収集に当たっては<u>とちかち広域消防事務組合</u>、道</p>	<p>(6) 要員の安全の確保</p> <p>町長又は<u>西十勝消防組合の管理者</u>は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>① —略—</p> <p>② 町は、情報収集に当たっては<u>西十勝消防組合</u>、道警察等と</p>

改正案	現 行
<p>警察等との連絡を密にするとともに、特に<u>とから広域消防事務組合</u>は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。</p> <p>③・④ 一略一</p>	<p>の連絡を密にするとともに、特に<u>西十勝消防組合</u>は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。</p> <p>③・④ 一略一</p>
<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p>
<p>1 一略一</p>	<p>1 一略一</p>
<p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2)～(5) 一略一</p>	<p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>
<p>2 廃棄物の処理</p>	<p>2 廃棄物の処理</p>
<p>(1) 一略一</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策</u></p>	<p>(1) 一略一</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策</u></p>

改正案	現 行
<p>指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 一略一</p> <p>第10章 一略一</p> <p>第11章 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>町長及びとちかち広域消防事務組合長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)</p>	<p>指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 一略一</p> <p>第10章 一略一</p> <p>第11章 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>町長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)</p>

改正案	現 行
<p>① 町長</p> <ul style="list-style-type: none">町の職員及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② <u>とまち広域消防事務組合長</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>とまち広域消防事務組合長</u>の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの<u>とまち広域消防事務組合長</u>の委託により国民保護措置に係る業務を行う者<u>とまち広域消防事務組合長</u>が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(3) 一略一</p>	<p>① 町長</p> <ul style="list-style-type: none">町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② <u>消防長</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>消防長</u>の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの<u>消防団長及び消防団員</u><u>消防長</u>の委託により国民保護措置に係る業務を行う者<u>消防長</u>が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(3) 一略一</p>

芽室町国民保護計画の一部改正新旧対照表（第4編）

改正案	現 行
第4編 復旧等 (改正なし)	第4編 復旧等

芽室町国民保護計画の一部改正新旧対照表（第5編）

改正案	現 行
第5編 緊急処理事態への対処 (改正なし)	第5編 緊急処理事態への対処